



# 県庁舎の跡地活用について

---

長崎県企画振興部

まちづくり推進室

# 都市構造の中での位置

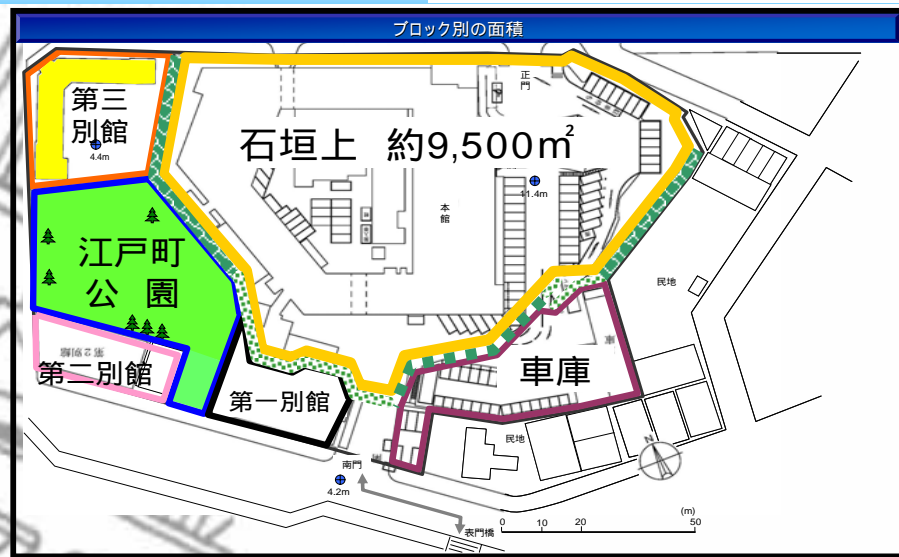
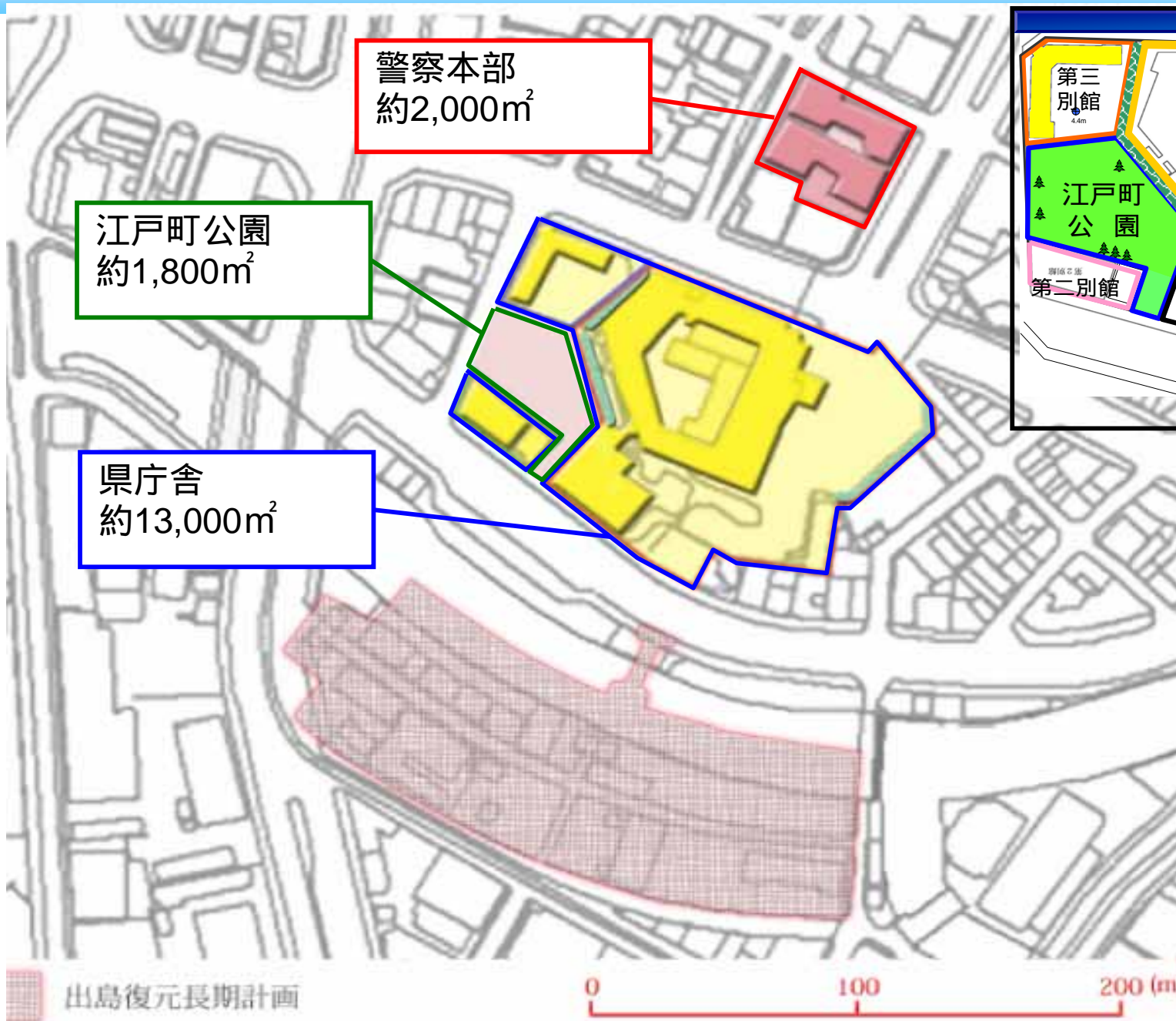
～ 都市構造上、町の中心となっている場所 ～





# 県庁舎の跡地活用の検討対象

# 資料5

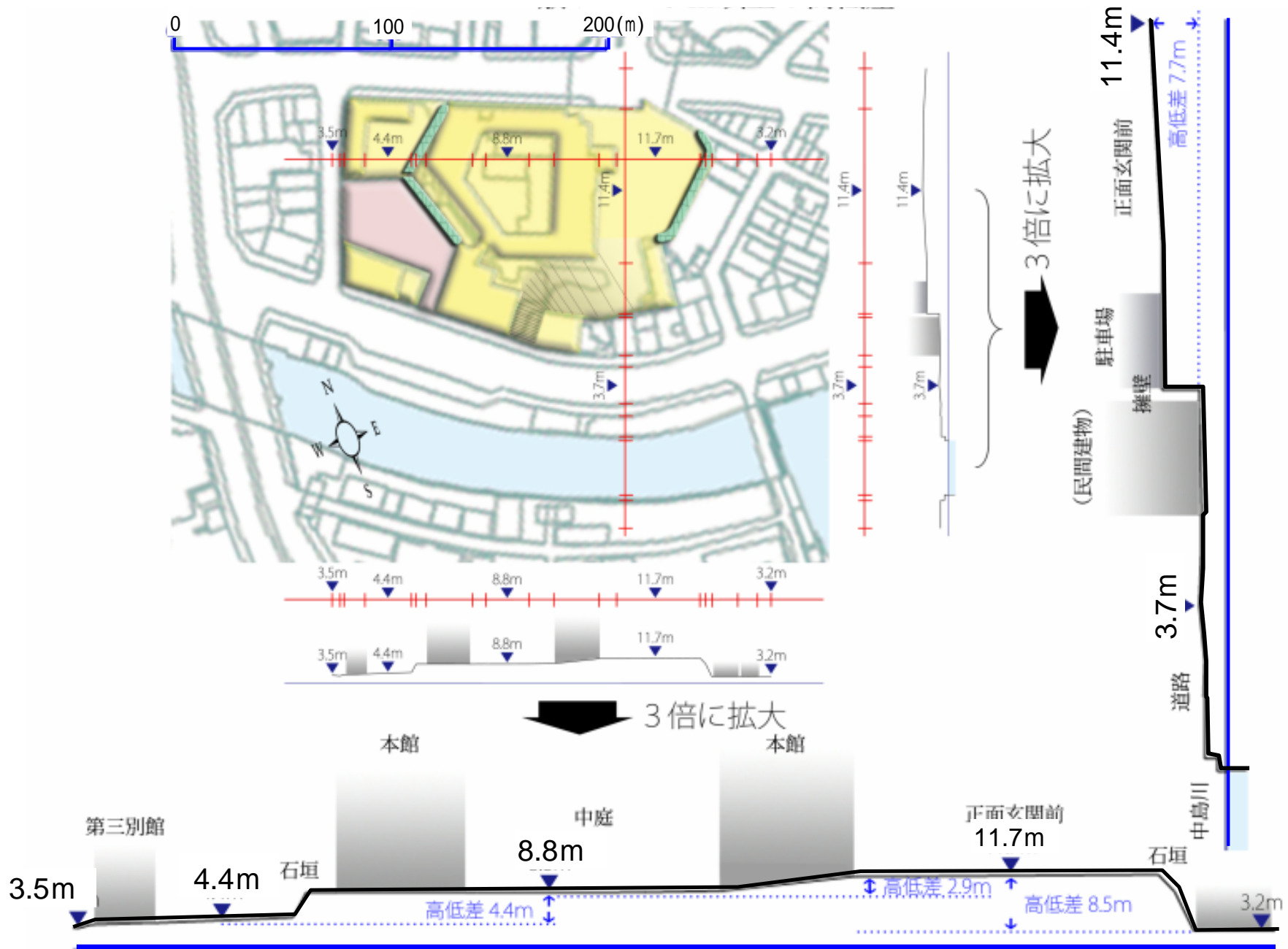


敷地面積等	
<span style="border: 1px solid yellow; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span> 県庁舎	約13,000㎡
<span style="border: 1px solid pink; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span> 本館・第一別館	約11,300㎡
<span style="border: 1px solid lightgreen; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span> 第二別館	約600㎡
<span style="border: 1px solid lightblue; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span> 第三別館	約1,100㎡
<span style="border: 1px solid red; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span> 警察本部	約2,000㎡
<span style="border: 1px solid green; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span> 江戸町公園	約1,800㎡
-----	
用途地域	商業地域
建ぺい率	80%
容積率	600%

県庁舎敷地のみ	約13,000㎡
+ 江戸町公園	約14,800㎡
+ + 警察本部	約16,800㎡

県庁舎跡地の活用の検討にあたっては、同等の機能を確保することを前提として、江戸町公園を含め一体的に検討することも可能

# 地形（断面図）～敷地内で7m以上の高低差～





# 現庁舎敷地の変遷

- 1571年(元亀2年) イエズス会「サンパウロ教会(岬の教会)」を建設
- 1614年(慶長19年) キリシタン禁教令により破壊
- 1663年(寛文3年) 「長崎奉行所(東屋敷、西屋敷)」を現在地に再築
- 1673年(延宝元年) 東屋敷を立山に移設し、西屋敷を「長崎奉行所西役所」と称す
- 1855年(安政2年) 西役所内に「海軍伝習所」を開設
- 1857年(安政4年) 西役所内「医学伝習所」において講義を開始
- 1868年(明治元年) 「長崎会議所」→「長崎裁判所」→「長崎府」に改称  
長崎府が立山役所跡へ移転
- 1869年(明治2年) 「長崎県庁」に改称

- **1874年(明治7年)** **西役所跡に県庁舎が開庁(7月)**  
**台風のため倒壊(8月)**
- 1876年(明治9年) 新県庁舎を建設
- 1911年(明治44年) 新県庁舎を建設
- 1945年(昭和20年) 原爆により焼失
- **1953年(昭和28年)** **新県庁舎を建設**



明治44年に建設された県庁舎

# 江戸町周辺の変遷（室町時代～江戸時代）

## ◆「岬の教会」

➤1571年(元亀2年)

大村純忠が「森崎」の地に町づくりを開始。6町が成立  
(島原町・分地町・大村町・外浦町・平戸町・横瀬浦町)  
新しい町がつけられた時、フィゲイロ神父(イエズス会:  
キリスト教の宣教師)は町の突端の波止場の傍らに小さな  
聖堂を建設

➤1614年(慶長19年)

岬の教会が破壊される(慶長・元和の大破却)



「岬の教会」イメージ図

(出典:旅する長崎学1 キリシタン文化1』)



# 江戸町周辺の変遷（江戸時代）

寛文長崎図屏風(長崎歴史文化博物館蔵)



1673年頃の「長崎奉行所西役所」と「出島」

## ◆「長崎奉行所西役所」

- 1592年(文禄元年)  
安土・桃山時代、豊臣秀吉が後の長崎奉行所を開設  
場所は本博多町(現在の万才町)
- 1633年(寛永10年)  
長崎奉行が2人制となり、奉行所を東西二つの屋敷  
(東屋敷、西屋敷)に分割
- 1663年(寛文3年)  
寛文の大火により焼失後、外浦町(現在の江戸町)に  
奉行所(東屋敷、西屋敷)を再築
- 1673年(延宝元年)  
立山屋敷(立山役所)を設置し、東屋敷を移設  
以降、旧役所を「西役所」と称す

幕府長崎海軍伝習所之図((財)鍋島報効会蔵)



1858年頃の「海軍伝習所」と「出島」

## ◆「海軍伝習所」

- 1855年(安政2年)  
江戸幕府が、海軍士官養成のため、長崎  
奉行所西役所内に設立した教育機関  
幕臣や雄藩藩士から選抜して、オランダ人  
教師によって西洋技術・航海術・蘭学・諸  
科学などを学ばせる
- 1857年(安政4年)  
西役所「医学伝習所」において講義を開始

# 江戸町周辺の変遷（明治～昭和）



明治44年に建設された県庁舎



長崎港から見た県庁舎

## ◆県庁舎の変遷

- 1874年(明治7年)7月  
西役所跡に県庁舎開庁(洋風木造2階建て)
- 1874年8月20日  
暴風のため新庁舎が倒壊  
勝山小学校の一部に仮庁舎を設置
- 1876年(明治9年)  
新庁舎の再建に着手して同年12月完成
- 1910年(明治43年)  
県会議事院が完成
- 1911年(明治44年)  
県庁舎が完成
- 1945年(昭和20年)8月9日  
原爆のため県庁舎と県会議事院が焼失  
仮事務所を県立高等学校(旧長崎東高校)と勝山  
国民学校等に分散して設置



原爆で焼失した県庁舎(昭和20年8月)



# 江戸町周辺の変遷（現在の県庁舎）

②



第三別館(大正12年建設)

①



本館(昭和28年建設)

⑤

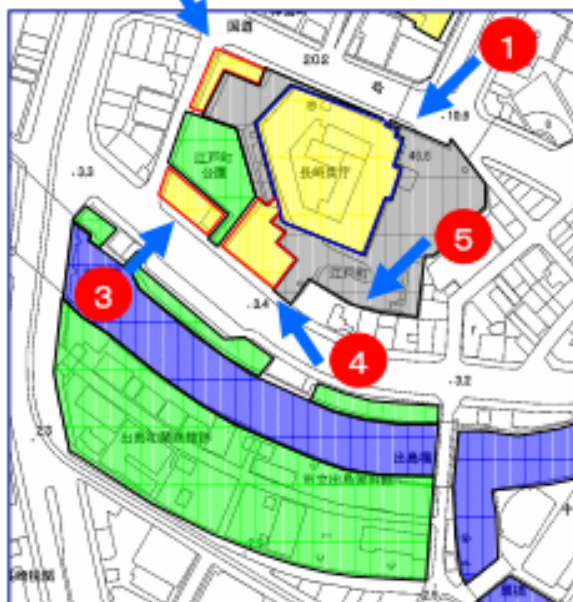


公用車車庫(昭和55年建設)

③



第二別館(昭和34年建設)



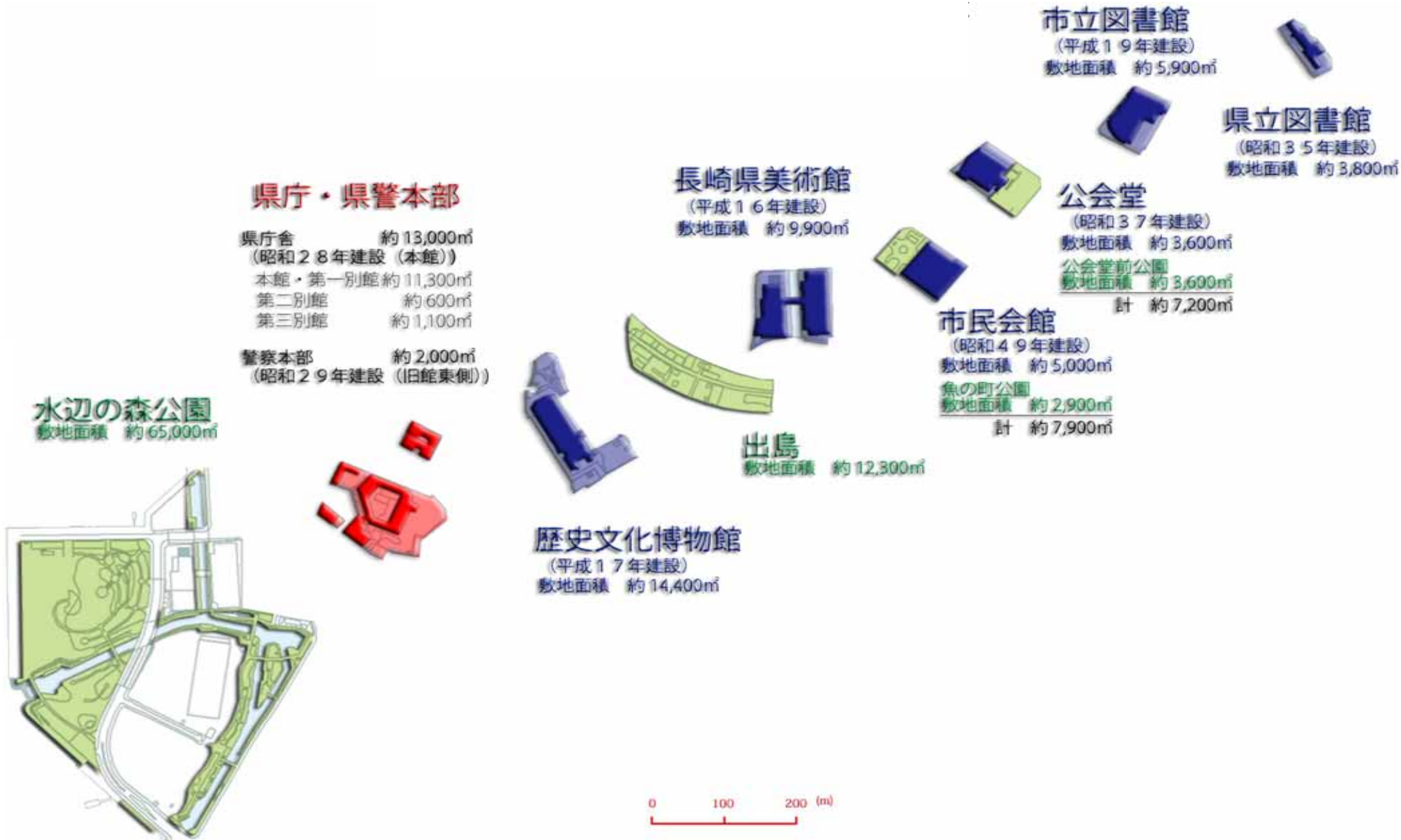
④



第一別館(昭和42年建設)

# 県庁舎整備と他の公共施設との面積の比較

～ 特別に広い土地ではない ～





# 幕末の名残り

①

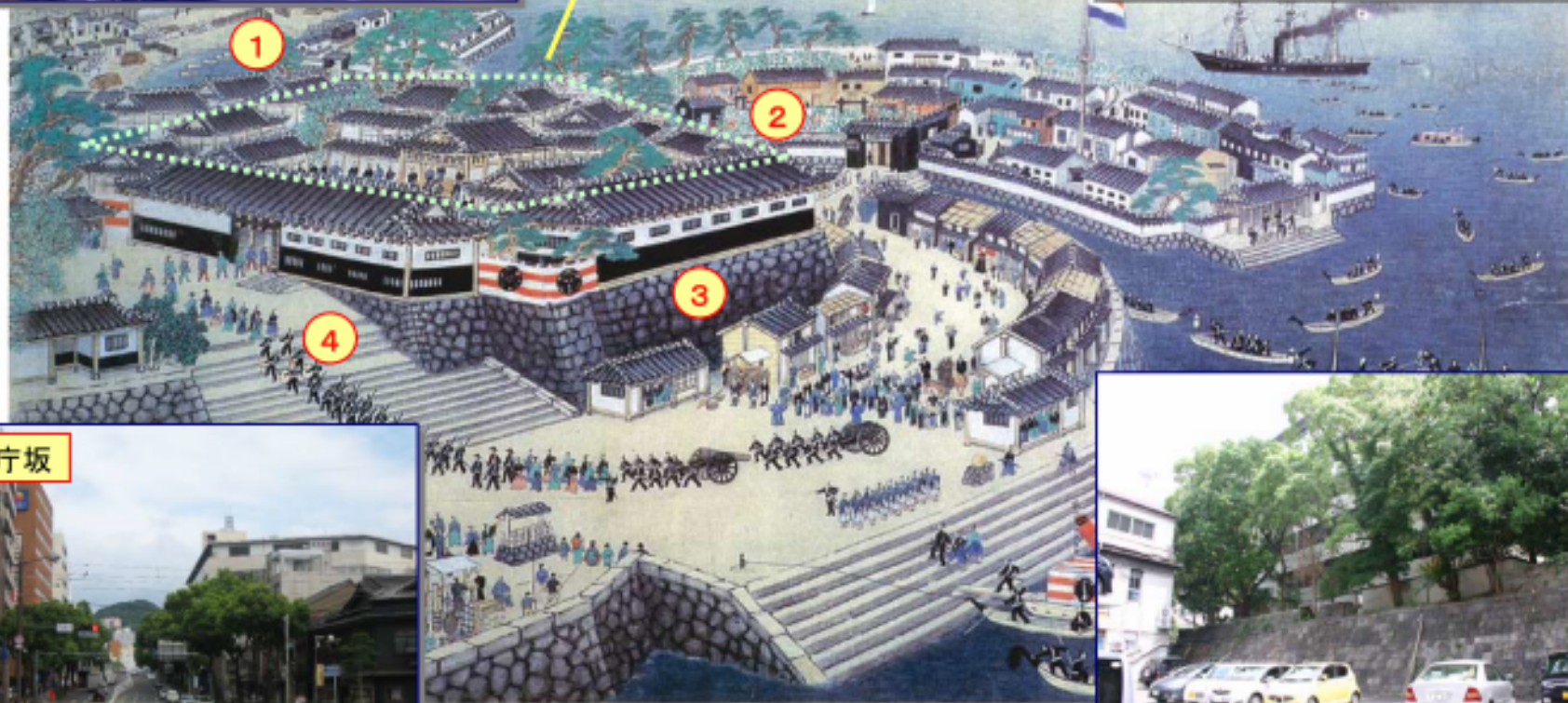


②



西役所から出島を監視

西役所から出島を監視



④



県庁坂

③



1858年頃の「海軍伝習所」と「出島」



# 出島周辺のまちづくりとの調和

奉行所としての歴史的輪郭を県庁舎が遮っている





# 出島周辺のまちづくりとの調和

西役所として出島を見下ろしていた風景を県庁舎が遮っている



公用車車庫(第一車庫)



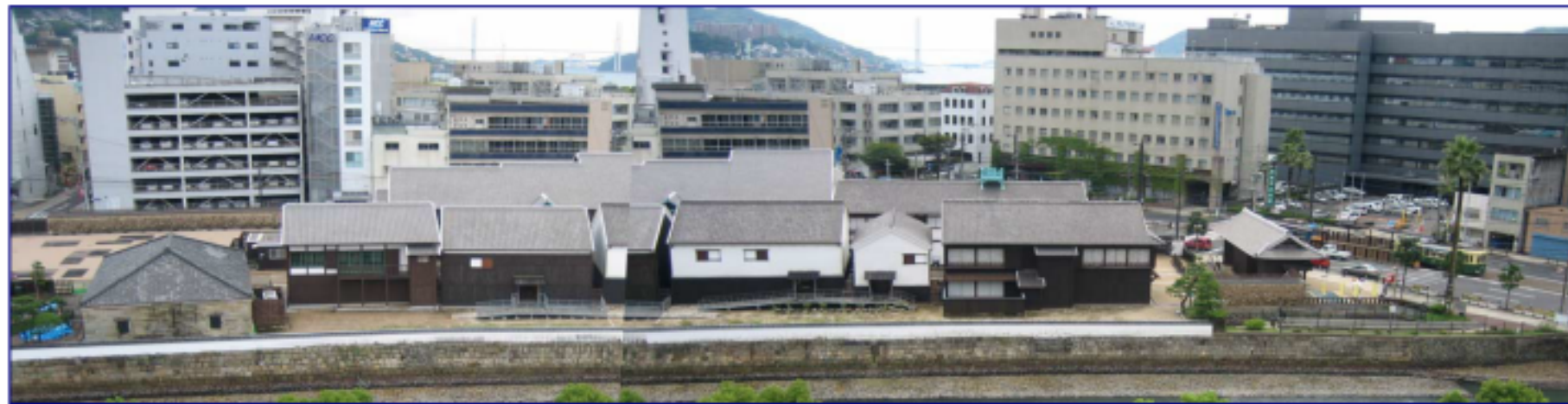
第一別館



第一別館と第二別館車庫



県庁舎の向こうには19世紀初頭の「出島」の姿がある



# 跡地活用検討の経緯

21年度

平成21年8月

知事からの要請を受け、**県庁舎跡地活用懇話会**を設置

平成21年7～8月

県民・市民からのアイデア募集を実施。歴史や観光、交流、都市機能などに重点を置いた198件のアイデアを頂いた。

平成22年1月

**県庁舎跡地活用懇話会からの提言**

## 【提言のポイント】

### 基本理念

現庁舎の敷地は、440年前の開港以来、教会や長崎奉行所西役所、海軍伝習所が置かれるなど、長崎発祥の礎でありかつ中心市街地の核ともいべき唯一無二の場所である。

県庁舎という行政機関が占有し続けることは、この場所の本来持つ価値や大いなる可能性を将来にわたり閉ざしてしまう。

県議会での意見書採択は、大きなチャンスが到来したということであり、今こそ象徴的なこの場所に新たな魅力や価値を与えることで再生を図るべき。

この場所を最後に最大の資源として活用しなければ長崎の将来は展望できないという切迫感を共有する必要があり、先送りは許されない。

この場所を活用することにより、県全体の活性化につなげることが長崎県の責務である。

### 基本的な方向

県民共有の財産として誰も利用できる場所とすることを前提に、～全てを満たすものとすべき。

集い、交流を通じて新しい魅力や価値を創造する場

歴史性への配慮

都市核としての象徴性

- ・・・長崎の町の発祥から発展に至る拠点

周辺との調和と波及効果

- ・・・出島復元計画等への配慮、整備効果の県内波及

警察本部庁舎敷地は、周辺のまちづくりの種地とするなど柔軟な活用も考えられる。

### 期待される活用方法

- (各委員から示されたもののうち代表的なもの)
- 芸術・文化の新たな創造発信拠点
  - 魅力や価値の体験・学習の場
  - 歴史・文化を実感できる空間

これらの活用例を含めた活性化に役立つ様々な機能を複合的に組み合わせるなどにより、新たな賑わいや憩い・交流の創出を目指すべき。

(留意事項)

- 本格的な埋蔵文化財発掘調査を実施。石垣は残す方向で検討。
- 第三別館は保存・活用を視野に調査。高低差や広い土地ではないことを認識。
- 江戸町公園との一体的な活用についても検討。

発掘調査を公開しながらの段階的な取組も検討。

- 運営形態等のソフト面も並行して検討。
- 跡地周辺を含めたエリアについて建物の高さ制限や景観の保全措置の検討が必要。



# 跡地活用検討の検討の経緯

22年度	<p>平成22年4～9月 「長崎県庁舎整備基本構想案」のパブリックコメント。(625名の意見中、跡地活用は83件。) 平成22年9月 「埋蔵文化財調査」を実施。江戸期、明治期の遺構が発掘される。</p>
23年度	<p>平成24年3月 県民の視点に立った具体的な跡地活用策を提案いただくため、ワークショップを開催 (2回開催で、計45名参加。10の提案。) 平成24年1～3月 ニーズ調査を実施し、跡地に求められる都市機能を把握 (類似する4県庁所在市との比較分析、民間事業者・関係団体(各20団体)を対象としたヒアリング)</p>
24年度	<p>平成24年7月 具体的な用途・機能の検討を行うため、有識者や公募委員等による<b>県庁舎跡地活用検討懇話会</b>を設置 平成25年3月 県庁舎跡地活用検討懇話会における中間整理 (評価する際の着眼点、主な論点、13の用途・機能候補など)</p>
25年度	<p>平成25年8月 地元商店街、自治会への説明及び意見交換会を開催(以降10月、12月、3月と実施) 平成26年3月 <b>県庁舎跡地活用検討懇話会からの提言(知事提出は4/2)</b></p>
26年度	<p>平成26年6月 都市再生委員会を活用した公開スキームの整備 (県と長崎市が県庁舎跡地活用プロジェクト会議で協議した事項を一定整理して報告する) 平成26年7月～ 県庁舎跡地活用にかかる県と長崎市の連携のための事務レベル打合せの開催</p>

# 県庁舎敷地における埋蔵文化財等調査結果概要図

- 開発の際は本格的な発掘調査が必要と考えられる
- 歴史ある石垣は残す方向で検討
- 第三別館を保存活用する際は、耐震補強が必要
- 江戸期の石積、明治期の庁舎遺構の取扱いについて検討が必要



木造庁舎(第2代 M9)の基礎と思われる遺構(明治期)  
県会議事院(第3代 M43)の基礎の遺構(明治期)

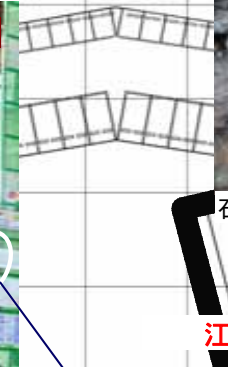


石垣6  
江戸期前期頃の石垣



石積・側溝(江戸期)  
県会議事院の基礎の遺構(明治期)

第2車庫(屋上)



石垣(時期不明)

江戸期の石垣ライン(想定)

第1車庫



石垣(江戸期)  
石畳状遺構(明治期以降)

遺構等が建物建設等により攪乱されている可能性が高いエリア

明治期以降

江戸期

江戸期前半



石垣1



石垣4

幕末期前後頃の石垣

石垣3

石垣2

石垣1

江戸期の石垣

耐震補強を行えば活用することは可能

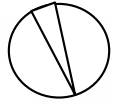
第3別館

第2別館

近代以降の石垣  
(周辺に江戸期の石垣が存在する可能性あり)



表門橋



N

凡例

<span style="color: red;">■</span>	埋蔵文化財予備調査	8箇所
<span style="color: green;">■</span>	石垣調査	6箇所
	ボーリング調査	19箇所
<span style="color: yellow;">■</span>	第三別館調査	



石積(時期不明)



# 検討懇話会での検討

平成24年度

検討候補となる用途・機能一覧の作成(67項目)

・H21懇話会委員の活用案、県民アイデア募集結果等を元に整理



検討の優先順位の決定(24項目)

・委員へのアンケートで上位の項目から優先して検討



- 1 評価の着眼点  
の検討

・活用案を絞り込む際の指標  
となる着眼点を検討

- 2 個々の用途・機能に係る具体的な検  
討

・内容が類似する用途・機能の整理統合  
・各用途・機能が備えるべき内容の検討  
・整備した際の利点・課題点等の整理



中間整理(H25.3)

平成25年度へ

# 活用案を評価する際の着眼点（中間整理）

重要項目 （すべての項目において一定程度満足することが原則）	1	公益性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県民共有の財産として誰もが利用できるものか</li> <li>・ 特定の者に利益や不利益を及ぼすものでないか</li> <li>・ 県が中心となって活用を図るに相応しいか</li> </ul>
	2	集客性・交流性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 居住者だけでなく来訪者を含めて、人が行き来し、集い、交流する場であるか（土日だけでなく平日も、観光客だけでなく市民も集まるか）</li> </ul>
	3	象徴性・発信性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ このまちの核・拠点として象徴的なものか（シンボル性があるか）</li> <li>・ このまちの魅力を内外に発信するものか（アピール性があるか）</li> <li>・ 今後長きにわたり、この場所に相応しいものか</li> </ul>
	4	歴史性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ この場所の持つ歴史性（岬の教会、長崎奉行所、出島との関係、海軍伝習所など様々な歴史が積み重ねられてきた）に配慮しているか</li> </ul>
	5	周辺にある機能（予定含む）との関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周辺にある機能（予定含む）と重複しないか、棲み分けは可能か</li> <li>・ 特にこの場所に求められる機能であるか</li> <li>・ 周辺の類似機能との協調でより魅力を発揮できるか</li> </ul>
目標項目 （満たしていれば望ましい項目）	6	特有性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他県にはない長崎特有のものか</li> </ul>
	7	国際性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 長崎の国際性を踏まえたものか</li> </ul>
	8	波及効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内市内に対して何らかの二次的な効果をもたらすものか</li> </ul>
実現可能性 を検討	1	財源の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 整備費、運営費は非現実的な額ではないか</li> </ul>
	2	経済性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 費用対効果（来客数等）はどうか</li> <li>・ 経済的に持続可能か</li> </ul>
	3	運営体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運営体制は実現可能で、充実したものか</li> <li>・ 持続可能な運営体制か</li> </ul>
具体の配置・規模などを検討 （検討の際に配慮すべき事項）	1	景観・環境への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周辺地域と景観的に調和するか</li> <li>・ 環境にも配慮しているか</li> </ul>
	2	石垣の取扱	歴史ある石垣は残す方向で検討
	3	第三別館の取扱	第三別館は保存・活用も視野に入れて検討
	4	面積・地形	7 m以上の高低差、広い土地でないことを認識
	5	江戸町公園	江戸町公園の（跡地内での）機能確保を前提に、公園の一体的活用も検討可



# 主な論点（中間整理）

1 複合的な活用	ひとつの目的をもった施設をつくるのではなく、機能のベストミックスを追及する
2 賑わいの創出	放っておいても人が集まる仕掛けづくりが必要 まちなかとの連携が必要（人の流れの作り方が重要） 江戸町通りを人が行き交う賑わいのある通りに（民間の力、若者のアイデアを活用）
3 出島との一体性	出島の価値を活かすような活用を 出島やまち全体を見渡せる視点場を設ける（高さは今の県庁の5，6階程度にとどめる） 出島へ向かう歩行者動線が必要
4 広場	作り込みすぎず、将来に向けて良くなっていく余地を残す 広場には、何らかの公共的な施設を付設する必要がある（広場だけでは成立しない） 複合的な機能を持つ、質の高い建物を上手に配置する（大きな建物は不要）
5 未来志向のクリエイティブな場所	ここで創作し、ここから世界に発信するような場所に 若い人の育成に繋がる施設が必要
6 文化芸術ホール	県民市民が気軽に使えるきちんとした小規模のホールが必要 市が市役所跡地に整備予定のホールとはすみ分けが必要
7 歴史性を感じる工夫	この場所の歴史的変遷を知ったり体感できるような工夫が必要 西役所があったことなどの情報の収め方、見せ方を工夫
8 交通	都心の車利用はできる限り排除（交通が集中する活用はまちの価値を下げる） 大型観光バス用の駐車場やバスベイは確保
9 機能分担・すみ分け	県市が協力して県内他施設との機能分担を図るべき まち全体の土地利用の効率性を考え、その中でこの場所をどう活用するかを考える必要がある（この場所だけで考えるのは妥当ではない）

## 13の用途・機能（中間整理）

以上のような議論を経て、跡地活用案として中間整理でとりまとめられた13の用途・機能候補

1	歴史系の資料館・博物館 歴史・文化の研究、情報収集・発信拠点と統合
2	県の観光・歴史文化の情報拠点（観光の出入口となる拠点） 観光の出入口となる拠点（まずここに来てそこから回遊）と統合
3	体験型観光集客施設
4	世界遺産館
5	展望機能（展望台、展望ロビー）
6	くunchi広場、出し物展示場
7	広場（イベントスペース含む） 歴史公園、史跡公園、イベントスペースと統合
8	特産品・土産品店（アンテナショップ含む）
9	飲食店、カフェ、レストラン
10	バス乗降場（バスベイ）
11	駐車場、地下駐車場
12	文化芸術ホール（音楽、演劇、美術、映像等） コンサートホール（音楽）と統合
13	多目的ホール（中小コンベンション系）



# 整備可能性予備調査

## 主要3施設を抜粋

### ホール(他県事例を参考に)

- 1) 建設費  
1座席当り面積(m<sup>2</sup>) × 座席数(席数) × 建設費m<sup>2</sup>単価
- 2) 利用者数  
客席数 × 稼働日数 × 満席率
- 3) 運営管理費  
1座席当り面積(m<sup>2</sup>) × 座席数(席数) × 運営費m<sup>2</sup>単価

区分	座席数	建設費単価 (千円/m <sup>2</sup> )	建設費 (億円)	利用者数 (万人)	運営費(億円)	
					運営費	行政負担額
音楽系	1000席	361~945 (平均578)	14~146 (49)	7.3~10.2 (8.8)	1.1~7.4 (2.9)	0.8~5.7 (2.1)
	500席	406~582 (平均491)	11~30 (18)	5.5~7.6 (6.6)	0.7~2.5 (1.2)	0.5~1.9 (0.9)
	300席	406~891 (平均590)	8~28 (14)	4.4~6.1 (5.3)	0.5~1.5 (0.8)	0.4~1.1 (0.6)
演劇系	500席	239~942 (平均533)	4~65 (23)	6.5~7.6 (7.1)	0.2~4.8 (1.8)	0.2~3.5 (1.3)
	300席	239~942 (平均533)	2~39 (14)	5.2~6.1 (5.7)	0.1~2.9 (1.1)	0.1~2.1 (0.8)

### 歴史系資料館

#### (世界遺産センターを参考に)

- 1) 建設費  
世界遺産センターの建設単価(幅あり) × 延床面積
- 2) 利用者数  
出島入場者数 + 世界遺産センター入場者数
- 2) 運営管理費  
他県事例から以下3パターンでの運営費  
常設展示のみ、企画展示等を含む、企画展示・調査研究含む

延べ床面積 (m <sup>2</sup> )	建設費単価 (千円/m <sup>2</sup> )	建設費 (億円)	利用者数 (万人)	年間運営費 (百万円)
1500	450~877 (平均651)	7~13 (10)	16.8~44.5	14~60 (37)
2500		11~22 (16)		23~100 (62)
3500		16~31 (23)		32~140 (86)

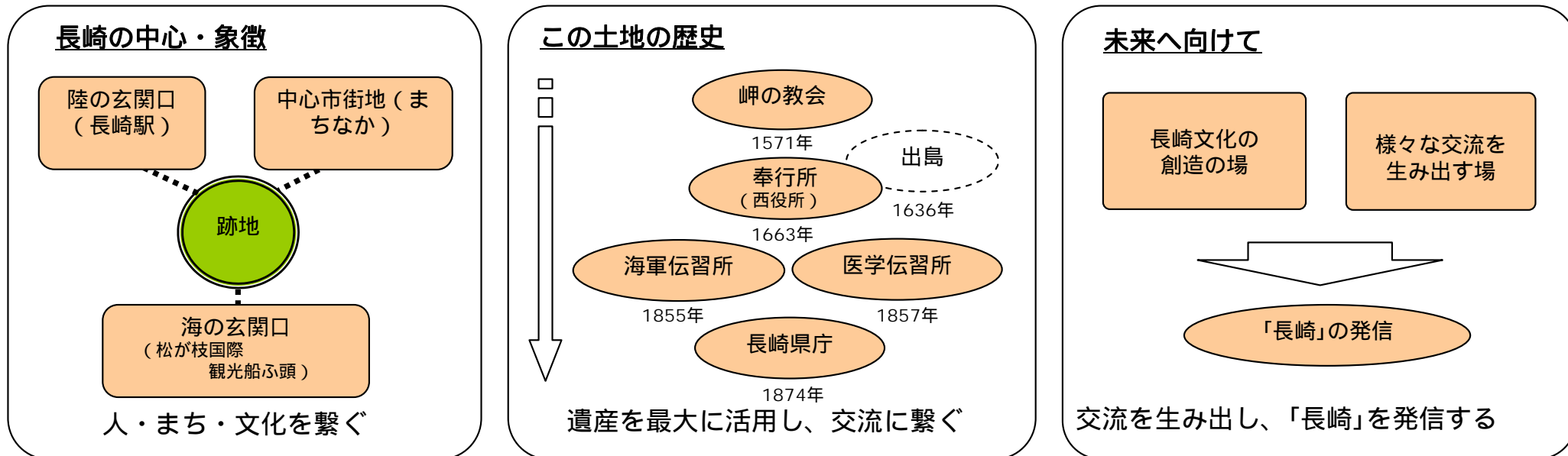
### 広場(他県事例を参考に)

- 1) 建設費  
広場面積 × 工事費単価  
上限は、平均単価、下限は類似事例単価
- 2) 利用者数  
長崎市おくんち広場と同水準を想定。低位はその50%
- 3) 年間経費  
宇都宮市オリオン市民広場の管理費3,850円/m<sup>2</sup>から

工事費単価 (円/m <sup>2</sup> )	建設費 (億円)	利用者数 (万人)	年間経費 (百万円)
10,700~175,000 (平均単価73,187) (類似事例単価 52,000)	1.8~2.6	10~20	13.5

# 県庁舎跡地活用にかかる提言（H26年3月 県庁舎跡地活用検討懇話会）

## 提言にあたっての基本的な考え方



- ・今後も長崎の中心・象徴でありつづけ、人・まち・文化を繋ぐ
- ・この地に脈々と刻まれた歴史にさらに磨きをかけて活用する
- ・未来へ向けて多様な交流を生み出し、「長崎」を発信する



# 県庁舎跡地活用にかかる提言（H26年3月 県庁舎跡地活用検討懇話会）

## 期待される具体的な用途・機能

< 具体的な跡地活用の検討にあたっての考え方から導かれる機能 >

**この土地の歴史にさらに磨きをかけて活用する**

・長崎の中心・象徴でありつづける 記念となる広場

・岬の教会のあった土地

キリスト教関連遺産(世界遺産候補)の発信機能

・海軍伝習所の置かれた土地

産業革命遺産(世界遺産候補)の発信機能

・出島と長崎奉行所の関係 出島の発信機能(展望機能含む)

・この土地の歴史 町立て～県庁舎までの歴史変遷の発信機能

**未来へ向けて人・まち・文化をつないでいく**

・賑わいの場としての広場機能

・未来に向けて拡張の余地を残す広場機能

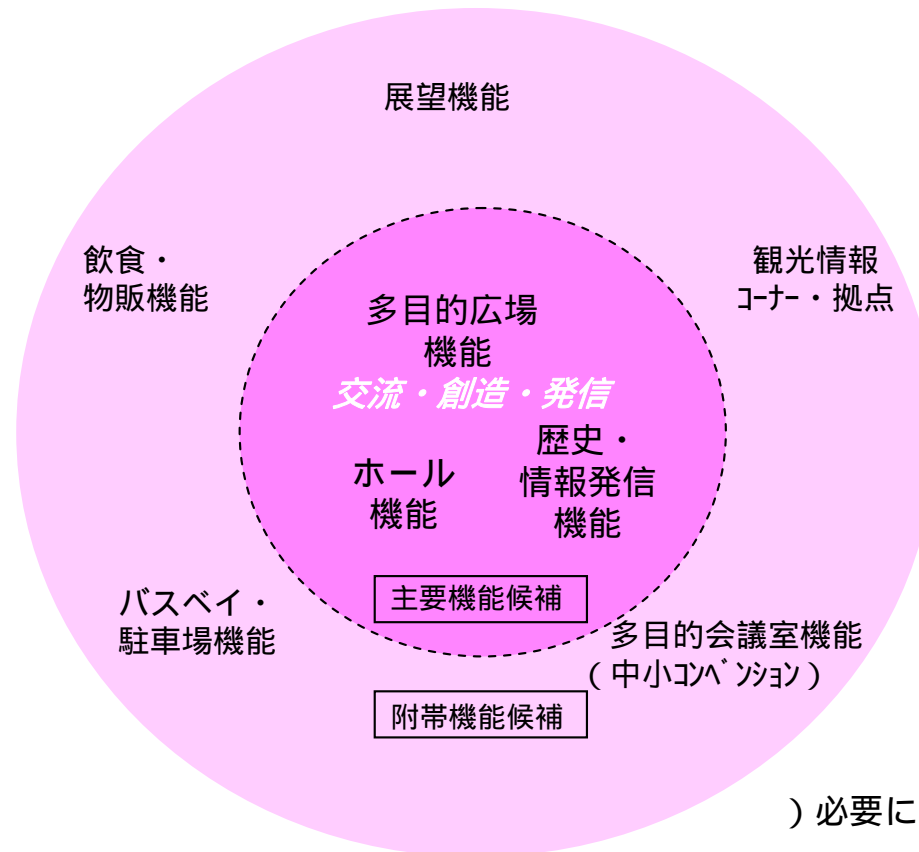
・芸術文化の創造発信のホール機能

・未来に向けた発展的な意見交換の場としての機能

・海外・国内の新たな関係を構築する交流機能

・国際交流、国内交流、おもてなしのための観光コンシェルジュ機能

自由度の高い広場を中心とし、  
そこにこの地の歴史を発信する機能等、  
複数の用途・機能を落としこむ。



) 必要に応じて導入を検討する機能

# 県庁舎跡地活用にかかる提言（H26年3月 県庁舎跡地活用検討懇話会）

## 主要機能候補

### 多目的広場機能

- ・利用に関して極力制限を設けず、多様な利用を想定した設備を備え、ある程度の広さを有する広場を整備。
- ・マルシェ(朝市)や屋台、くんに係る催し、野外コンサート、県内各地の物産販売等の多彩なイベントの開催により交流・賑わいを創出。
- ・日常における県民市民の憩いの場として提供。
- ・将来へ向けた拡張性を確保する場とする。

### 歴史・情報発信機能

- ・出島との関係をはじめとしたこの地の歴史や、広く長崎が有する歴史的遺産を踏まえて、国内外からの来訪者や県民市民に展示解説。
- ・長崎県に関する様々な情報発信を目的とした機能の付加を検討する。
  - 例) ・観光関係団体やNPO団体等の協力を得て、歴史や世界遺産に関する密度の濃い観光をサポートするコンシェルジュ機能。
  - ・さるくボランティアの拠点として、まち歩き歴史観光を支える機能。併せて、NPO団体やボランティアの活動・学習を支える機能。
  - ・くんに代表される長崎県の伝統文化を体験・学習できる機能。
  - ・海外からの観光客を留学生や県民がもてなし、交流する機能。

### ホール機能

- ・県民が集い、賑わいの創出に資するホール機能。
  - 様々な文化活動において創造し、発表する場が少なく、県民が気軽に利用できる場の整備が必要との声がある一方、質が高く、芸術性の高い演劇や音楽等の公演の開催が可能なホール機能が必要との声もあることを踏まえ、周辺施設との役割分担に配慮しながら、整備すべき機能について十分に検討すること。

## 附帯機能候補

以下の4つの機能は、利用者への配慮から導入を前提に検討。

- ・展望機能 ……観光客の誘客を図るため、出島を俯瞰することができる展望を確保する。
- ・観光情報機能 ……県内の観光情報等を一定提供する。
- ・飲食/物販機能 ……跡地を訪れた訪問客の休憩の場、くつろぎの場となる飲食機能や、土産品・県産品等を販売する機能を持たせる。
- ・バスベイ/駐車場機能 ……跡地のみならず、観光客に利便性の高い観光バス乗降用バスベイや、跡地施設来場者駐車場とする。

以下の機能については、必要に応じて導入を検討。

- ・多目的会議室機能 中小コンベンション含む ……県民市民が様々な活動に利用できる会議室等の活動スペースを提供する。



# 県庁舎跡地活用にかかる提言（H26年3月 県庁舎跡地活用検討懇話会）

## 今後に向けての課題

・検討懇話会では明確な方向性を示すに至らなかった下記の事項については、県で引き続き検討。

### ( ) 賑わいの創出

県庁跡地が県民の財産であることを強く認識するとともに、地元とも連携しながら、これまで以上のまちなかの活性化や賑わいの創出を図ることを念頭に検討すること。

### ( ) 運営のあり方

賑わいを持続させ、長期活用を図る上では運営が重要。地元精通した人材の活用等、運営に係る手法や組織体等について、十分検討する。

### ( ) 機能の整備

#### ア) 都市再生との関係性を踏まえた跡地活用

長崎市で検討されている新たな文化施設やMICE施設等、周辺施設との機能分担について十分配慮のうえ、都市再生中央エリアの中心を担う場所として相応しい活用となるよう検討すること。

#### イ) 周辺地域の交通ネットワークとの関係性

跡地の価値や魅力を高めるため、交通アクセスや歩行者動線等、総合的な交通政策も念頭に置いた活用となるよう検討すること。

#### ウ) 各機能の配置

施設の配置については、周辺住民の生活や周辺環境との調和、歩行者動線等について十分配慮すること。  
また、第三別館や石垣についても取り壊すことを前提とせず、保存・顕在化等についても検討すること。

#### エ) 県警跡地の活用

県警跡地については、周辺の再開発状況に配慮しながら、県庁跡地と連携し、より有効な活用方法を検討すること。

### ( ) 実現可能性の検討

今後策定される具体的な計画がよりよい計画となるよう、財政面、事業手法、経済波及効果等を含め、実現の可能性を更に詳細に検討すること。また、“活用案を評価する際の着眼点”に照らし、事業精査を行うこと。

# 県庁舎跡地活用検討体制図

県庁舎跡地活用検討懇話会 H24.7 ~ H26.3

(終了)

懇話会

作業部会

【構成】  
関係分野の有識者  
県内の各界各層の代表等  
公募委員 計24名(最終)

都市再生委員会 (都市再生の有識者会議)

H26.6 ~  
(県民に途中経過も  
見えるよう情報発信  
する仕組み)

説明  
情報発信

意見

説明  
資料提供

H26.4 提言

〔県〕

〔長崎市〕

県議会 ・ 市議会  
県民 ・ 市民

説明  
情報発信

意見

県庁舎  
跡地活用  
検討委員会

(構成)  
両副知事、  
関係部局長ほ  
か

県庁舎跡地活用プロジェクト会議

(構成) 副知事、副市長、県市関係部課長

長崎市  
都市経営  
戦略会議  
等

(構成)  
市長、副市長、  
関係部局長ほ  
か

具体的な跡地活用策





